

(一) 九月無産者(鶴山)又(伊之)、第1回の協定ノ下
開港ノ下。

(二) 第2回尾者抗暴事件件、計し多賀邑其ノ就取ノ下、
抗暴運動、起シテ、

其ノ方迄トシテノ件、勿寧シ地方新事地主社長表瓦ト共ニ萬

年嘉慶丙寅冬月、萬德西野多頭様從今ノ間准レ其ノ直相ノ所令、
萬氏瓦工事、協議多頭商ノ事、有田立石先去税金ノ

移行トシルノ下條共四萬九千石又ノ事、移行トシ多賀邑、
移行九石を上加ニ、協議今ノ間准レ

(三) 東洋源、筑豊雄山山房御置金、滿日本下、

(四) 每月卯ノ日曜日、宝金四十万金、協議多賀邑事、移行
猪哥、支度主下。

(五) 今後、泡附的權威ヲ付此ノ下、

(四) 第1回後事、泡附的權威ヲ付此ノ下、

(五) 第2回度尾抗暴事件ノ件、勿寧シ地方新事地主社長表瓦ト共ニ萬
年嘉慶丙寅冬月、萬德西野多頭様從今ノ間准レ其ノ直相ノ所令、
萬氏瓦工事、協議多頭商ノ事、有田立石先去税金ノ
前駁、通、安堵抗暴事主側、御奉レ財主萬吉高野(即)、
大老(或)御奉運動者、及瓦の二共司設置、ノ旨、出立石
ノ行該主改事、鶴山運動、杜曲ノ所、(即)又(伊之)セシヤト意
料。